

議案第 1 1 7 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表適応指導教室相談員の項の次に次のように加える。

適応指導教室訪問指導員	日額 7,000 円
適応指導教室訪問相談員	日額 6,000 円
心理専門員	日額 24,000 円
スクールソーシャルワーカー	日額 12,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

非常勤特別職の報酬を新たに規定するため、この案を提出するものであります。